

滋賀県告示第 485 号より関係部分を抜粋

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびたつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第 10 号に規定する竹筒漁業、同項第 11 号に規定する延縄漁業および同項第 12 号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

令和 3 年 9 月 7 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン 数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営む者 の資格
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用するもの）	定数なし	5 トン以下	127 キロワ ット以下	県内全域	周年	—
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7 月 20 日から翌年 4 月 30 日 まで	—
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日 まで	—

2 申請期間 令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで